

2021年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造 殿
滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克 殿
滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二(弁護士)

役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察、学校等の情報共有と連携しての活動を求める要望書

1 本年7月下旬ごろから8月1日までの間に、滋賀県大津市で、17歳の兄が6歳の妹に内臓破裂、ろっ骨骨折等を負わせるなど凄惨な暴行を複数回加え、虐待死させ、自らの犯行を隠ぺいするため、公園のジャングルジムの下に放置し、事故死に見せかけようとした事件が発生しました。遺体には100か所以上のあざがあったとされています。

報道等によりますと、本件家庭は、児童養護施設に別々に入所していた兄と妹が退所し、本年4月からはじめて母親と3人暮らしを始めた家庭であり、児童相談所が把握していた家庭でした。本年7月21日の未明に妹が兄に連れられコンビニに訪れたことから110番通報され、警察官が臨場し、妹を保護、自宅まで送り届け、同日警察が児童相談所に連絡しました。しかし、児童相談所は家庭訪問し女児の安否確認することもなく、8月1日に虐待死させられました。児童相談所は家庭訪問しようとしたが、母親と約束できたのは8月4日だったと説明しています。

2 警察からの通報を受けた児童相談所、あるいは警察が、2週間も間をあげずに速やかに家庭訪問し女児の安否を確認し(母親と約束がとれなくとも子どもの安否確認だけでもさせてほしいとあって、訪問して女児の安否だけでも確認すべきでした)、その後も児童相談所、警察や学校等関係機関が協力・連携して、適切な頻度で家庭訪問し、女児の安否確認、兄、母への指導等を行っていれば、女児がかくも凄惨な虐待を受け虐待死させられることは防ぐことができました。

兄が6歳の妹を未明に連れ出すなどしていることから、警察は当然に兄に注意したでしょうし、それに加え兄がそれまでに抱えてきた不満などがあればそれが幼い妹に向けられ、凄惨な虐待に及んだとも推測されます(現時点ではあくまで推測で、事実関係が明らかになれば修正いたします)。

そもそも、これまで離れ離れに住んでいた3人が新たに同居を始め、母親の子育てに不安・懸念があったわけですから、虐待リスクがあると認識すべきですし、母親のネグレクトが疑われる兄に連れられての妹の深夜はいかいという事案があったのですから、さらに虐待リスクは高くなっていました。また報道によりますと、本件深夜はいかいから虐待死に至るまで母親は家にいなかったとされており、それで母親との面会の約束がとれないという事態に至っているのですから、虐待リスクはかなり高くなっていたと評価できます。それにもかかわらず、警察から連絡を受けながら2週間も安全確認しない

とは、児童相談所の虐待リスクの評価は甘すぎると指摘せざるを得ません。

児童相談所は、母親が家にいないということを知っていたと思われ、母親との面会の約束が2週間後とされてしまったわけですから、それこそが虐待の危険な兆候です。ですから、2週間もほったらかしにするのではなく、直ちに警察に連絡し、警察とともに家庭訪問し、女兒が虐待を受けていないか速やかに確認すべきでした(警察が訪問し、兄が拒否することは考えられません)。そして、女兒が暴行を受けていることを確認できれば、警察が直ちに保護することにより、女兒を救うことができました。高知県などでは、既にこのような連携態勢が児童相談所と警察との間に構築されています。滋賀県においてこのような関係機関の連携態勢が整備されていれば、女兒はかくも残酷に虐待死させられることはありませんでした。

3 そもそも、子どもを守るためには、児童相談所という一つの機関だけでなく、警察、市町村、学校など多くの機関の多くの目と足で子どもを見守る方が、子どもの安全が図られることは自明です。警察等他機関から連絡を受けても児童相談所だけで対応し、「これは緊急性が低いから、2週間ほっておいても大丈夫。他機関と連携しなくても大丈夫」などと軽信し、放置することなく、すべての案件につき、児童相談所、市町村、警察等関係機関で案件を共有の上、これらの機関で協力・連携態勢を構築し、多くの機関の多くの目と足で危険な兆候が見られないか、速やかにかつ継続的に子どもを見守らなければなりません。

しかしながら、滋賀県では、上記のような協力・連携態勢は整備されていないことはもとより、児童相談所に通告がなされた虐待が疑われる案件についてすら、ごく一部しか警察に情報提供されていません(警察は自らに寄せられた案件はすべて児童相談所に通報しています)。

案件を警察と共有すれば、警察官がパトロールや巡回連絡等日常の警察活動を通じて虐待の兆候がないかどうか確認することができ、そのような兆候があれば、市町村や児童相談所に通報することができます。また、警察が市町村や児童相談所の把握する家庭について110番通報、DV等で対応する場合に、虐待の危険のある家庭であることを念頭に対応することができ、親から騙され虐待を見逃すという危険をなくすることができます(このような事案で子どもを虐待死に至らしめた事案として2014年東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件があります)。また、児童相談所は、警察から保有する保護者のDV・虐待歴や子どもの迷子・家出歴などを得ることができ、より多くの情報に基づき虐待リスクを評価できます。

さらに、本件もそうですが、保護者の面会拒否(本件のように長期間家庭訪問しての子どもの安否確認の約束に応じないケースも含む)、威嚇的言動など虐待の危険な兆候が認められる場合には、緊急に出動できる警察に直ちに通報し、警察が家庭訪問、子どもの安否を確認するという連携態勢を構築すれば、本件のように子どもの安否を確認できないにもかかわらず放置し、虐待死に至らしめるという事態を避けることができます。

4 私どもは、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会を共同呼びかけ人として、日本医師会、東京都小学校PTA協議会等多数のご賛同を得て、子ども虐待死ゼ

ロと虐待される子どもを可能な限り少なくすることを目的に、役所の縦割りを改め、児童相談所と市町村、警察の間で虐待案件を漏れなく確実に共有し連携して活動することを求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施しております。これまでに約3万5,000人の署名及び法改正を求める要望書を安倍総理大臣(当時)宛に提出するとともに、多くの自治体への要望活動も行っております。

その結果、他の多くの自治体では関係機関の連携の重要性につきご理解賜り、私どもの要望を受け入れていただき、現時点で、大阪府・大阪市・堺市、神戸市、愛知県・名古屋市、神奈川県・川崎市、埼玉県、沖縄県等全国の半数程度の道府県・政令市で、児童相談所と市町村、警察との全件共有と連携しての活動が実現しております。現在、政府・自民党で創設が検討されている「こども庁」も児童虐待対応の縦割りの打破が目的とされているところです。また、2019年1月の千葉県野田市心愛さん虐待死事件を受け、文科省は同年5月「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」を作成し、学校は外傷事案、性的虐待事案等は警察に連絡するよう定められるなど、政府・自治体において、児童虐待対策のこれまでの縦割りが改められ、関係機関の情報共有と連携しての活動は大いに進んでいます。

5 そこで、滋賀県におかれましては、本虐待死事件を貴重な教訓として、下記のとおり、児童相談所と市町村、警察、学校との間で虐待案件をすべて共有の上、関係機関が連携して子どもを守る活動を行う態勢を整備していただくよう要望いたします。

① 児童相談所と市町村、警察、学校等の関係機関は、虐待の継続・エスカレートから子どもを守るため、すべて案件を共有の上、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うよう協力・連携態勢を整備する。

② 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、面会拒否・不能、親の威嚇的言動、通報先が確認できない場合、子どもに傷(虐待によるものか不明、親が虐待を否定する場合を含む)がある場合、ネグレクト、性的虐待の疑いがある場合、新たな同居人の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が認められた場合には、直ちに警察に通報する。

③ 警察は、自ら把握した虐待案件及び児童相談所、市町村、学校から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る110番通報その他の情報提供がなされた場合、DV事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置するとともに、対応した状況を速やかに児童相談所、市町村、学校に通報する。

④ 市町村は、所在不明の児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所、学校、警察との間で情報共有を行うとともに、これらの子ど

もの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。子どもの所在が判明しない場合や保護者が面会拒否し子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。長期間欠席、不登校事案についても同様に関係機関で必要な情報共有の上連携して活動する。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑥ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑦ 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待が疑われる案件(特定妊婦案件も含む)につき、もれなく(市町村の判断で限定することなく)、構成員と共有した上、面会拒否・不能、親の威嚇的言動、通報先が確認できない場合、子どもに傷(虐待によるものか不明、親が虐待を否定する場合を含む)がある場合、ネグレクト、性的虐待の疑いある場合、新たな同居人の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が認められた場合には、直ちにその情報を警察に連絡し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には緊急に保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。

⑧ 教育委員会、学校は、令和元年5月9日「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」(文科省作成)に従い、外傷が認められる事案等については、警察に連絡するよう徹底する。

どうか二度とこのような残酷な虐待を受けて子どもが殺されることのないよう、知事のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察、学校等関係機関がすべての案件を共有の上、協力・連携して活動する態勢を整備し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤啓二(弁護士)

103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2-314

tel/ fax 03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp <http://www.thinkkids.jp/>